



第7号 平成18年(2006年) 6/5

広報 いちき串木野

# おしらせ版

## 保健・衛生・福祉

### 一時的保育が始まります

福祉課 (☎33-5618)

7月から市来保育所で一時的保育を始めます。

家庭の事情等により、一時的又は緊急に保育が必要となる場合、保育所で一時的に保育する事業です。

一時的保育を希望されるときは、緊急保育などやむをえない場合を除き、1週間前(非定型的保育については、2週間前)までに申し込んでください。

#### 1. 対象児童

就学前で、現在、保育所に通っていない市内在住の児童(0歳児は除きます。)

#### 2. 一時的保育の種類

○保護者のパート就労などで家庭における保育が断続的に困難となる児童の保育。(週3日以内)・・・非定型的保育

※就労証明書の提出をお願いする場合があります。

○保護者の疾病・入院・冠婚葬祭などにより緊急・一時的に保育が必要となる児童の保育。(月12日以内)・・・緊急保育

○保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するために一時的に保育が必要となる児童の保育。(週2日以内)・・・私的理由による保育

#### 3. 一時的保育の利用時間と利用人数

○保育実施日：月曜日～土曜日  
(但し、祝日、年末年始を除きます。)

○保育時間：午前8時30分～午後5時

○園行事への参加、延長保育はできません。

○保育できる人数は、1日3名までです。  
(園の行事等の事情によりお預かりできない場合があります。)

#### 4. 1回の利用料について

年齢	1歳児～ 3歳未満児	3歳児	4歳児以上
利用料	2,000円	1,400円	1,000円
生活保護世帯は無料			

※利用料の支払い方法：保育する当日の支払いです。

#### 5. 給食について

(ア) 児童に食物アレルギーがあるときは、事前にお知らせください。

(イ) 3歳児以上は、白飯を持参させてください。

#### 6. 申込み先及び問合せ先

○市来保育所 ☎36-2166

○一時的保育を希望されるときは、事前に市来保育所で利用手続きをお願いします。(保育を希望する児童も同伴してください。)

## 6月の犬の引き取り

生活環境課 (☎33-5614)

毎月第3月曜日は、犬の引き取りの日です。

子犬も引き取ります。

○日時 6月19日(月) 13:00～13:30

○場所 串木野庁舎別館 駐車場広場

※印鑑と鑑札を持参してください。

※当日、引き取りに出された犬をその場で譲り渡すことはできません。譲り渡しを希望される方は、伊集院保健所で開催される動物愛護講習会を受講してください。

※犬の飼い主は必ず登録し、狂犬病予防注射を受けてください。

## コイヘルペスウィルス病のまん延防止について

水産港湾課 (☎33-5637)

コイヘルペスウィルス病のまん延防止のため、漁業法の規定に基づく委員会指示が出されました。下記の河川で採捕したコイは他の河川、沼などに放流されないようお願いいたします。

○対象河川 川内川水系の鹿児島県区域の本流、支流  
(芹ヶ野川、金山山川、藤沢川)

○指示の期間 平成19年3月31日まで

○問合せ 県内水面漁場管理委員会事務局  
(☎099-286-3428)

※人には感染しませんので、感染したコイを食べても人体に影響はありません。

## 入院時の食事についての負担方法が変わりました

健康増進課 (☎33-5613)

4月1日から健康保険法等の規定に基づいて、入院時の食事の負担が、1日単位から1食単位に変更されています。

	変更前 (1日につき)	変更後 (1食につき)
① 一般の方	780円	260円
市町村民税非課税の世帯に属する方等(③以外の方)	650円	210円
② 〔過去1年間の入院日数が90日を超えている場合〕	〔500円〕	〔160円〕
③ ②のうち、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方等	300円	100円

・上記の②及び③に該当する方は、加入している医療保険の保険者(老人保健は居住地の市町村)の発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口へ提出することにより、減額が受けられます。

・詳しくは、加入している医療保険の保険者(老人保健は居住地の市町村)までお問い合わせください。

・医療機関で提供される食事の内容が変わるものではなく、食事の負担額について、食数に関わらず1日単位で計算していたものを1食単位の計算に変更するものです。

#### ○問合せ

・串木野庁舎 健康増進課 保険給付係

・市来庁舎 健康福祉課 保険給付係 (☎21-5120)

## 視覚障害者のための「アイフェスタ2006in鹿児島」 ～医療講演・福祉機器展～

福祉課 (☎33-5619)

- 日時 6月11日(日) 午前11時～午後3時30分
- 場所 かがしま市民福祉プラザ5階  
鹿児島市山下町15-1
- 内容 福祉機器展：午前11時～午後3時30分  
医療講演会：午後1時～3時  
演題…「網膜再生治療について」  
講師…京都大学病院探索医療センター  
助教授 高橋 政代 先生
- 参加料 無料(どなたでも参加できます)
- 問合せ 日本網膜色素変性症協会  
鹿児島県支部会事務局  
☎099-226-4687

## 交通事故にあっただけに国保へ届け出を!

健康増進課 (☎33-5613)

- 必ず届け出を  
交通事故にあっただけに警察に届けるとともに、国保を使って診療を受けるときは、串木野庁舎健康増進課保険給付係または市来庁舎健康福祉課保険給付係へ「第三者行為による傷病届」を提出してください。  
届け出がないまま診療を受けると、国保が使えない場合があります。

### 届け出に必要なもの

保険証・印鑑・交通事故証明書(後日でも可)

- 医療費は加害者が負担  
交通事故や傷害事件、犬咬み等、第三者(加害者)から受けた傷病による医療費は、原則として、加害者が負担すべきものですので、国保が負担した医療費は、あとから国保が加害者に請求することになります。

- 示談は慎重に  
加害者から治療費を受け取り、示談を結んでしまうと、その示談のとりきめが優先され、加害者に医療費の請求が出来なくなる場合がありますので注意してください。

### 【交通事故にあったときの3つの注意点】

- ①警察に届けて交通事故証明書をもらう。
  - ②串木野庁舎健康増進課保険給付係または市来庁舎健康福祉課保険給付係に「第三者行為による傷病届」の届け出をする。
  - ③示談は串木野庁舎健康増進課保険給付係または市来庁舎健康福祉課保険給付係に相談してから行う。
- ※加害者から治療費を受け取っていただければ、国保は使えません。



## 募集・催し

### 市営住宅入居者募集について

都市計画課 (☎21-5154)

住宅名	建設年度 募集戸数	構造・設備	備考
芹ヶ野住宅	昭和63年度 1戸	木造平家建 3DK・水洗トイレ	単身入居不可
文京町団地	平成6年度 1戸	中耐4階建(2階) 3LDK・水洗トイレ	単身入居不可

- 家賃 入居世帯の所得に応じて設定されます。
- 入居基準
  - ・持ち家がないこと
  - ・世帯の月額所得が20万円以下であること
  - ・同居する家族がいること
  - ・市税等の滞納がないこと
  - ・原則として、公営住宅に入居していないこと
- 入居時必要なもの
  - ・敷金(家賃の3カ月分)
  - ・連帯保証人(2名)
- 申込期間 6月5日(月)～6月14日(水)
- 抽選日 6月16日(金) 14時～  
串木野庁舎 2階会議室
- 入居予定日 7月1日(土)
- 問合せ及び申込み先
  - ・市来庁舎 都市計画課 建築係
  - ・串木野庁舎 都市建設課

## 親子ふれあい体操の開催

串木野健康増進センター (☎33-3450)

親子で楽しく体を動かしてみませんか?

- 日時 6月30日(金)

内容	受付時間	開催時間	対象者	備考
ベビーピクス	9:45 }	10:00 }	生後4カ月 ～11カ月児	バスタオルを持参。 ベビーピクスとアフターピクスは同時に実施。
アフターピクス	10:00	10:45	ベビーピクスに参加する母親	
キッズピクス	10:45 }	11:00 }	1歳以上の幼児	

※運動できる服装で、飲みものなど必要なものは各自持参してください。

- 場所 串木野健康増進センター
- 募集人員
  - ・ベビーピクス 先着30名
  - ・キッズピクス 先着30名
- 参加料 無料
- 申込み 6月23日(金)までに串木野健康増進センターへ  
※託児あり(要予約)
- 問合せ先
  - ・串木野健康増進センター
  - ・子育て支援センター (☎33-0192)

## 慰霊巡拝参加希望遺族の募集

福祉課 (☎33-5618)

鹿児島県では、下記のとおり開催される政府主催の慰霊巡拝に参加を希望される遺族を募集しております。

派遣地域	実施時期	申込締切	概算金額
旧ソ連沿海地方	10/9~10/19	6/27	258,000円
南西諸島洋上慰霊	10月上旬 (3日間)	6/27	7,000円
北ボルネオ(1班)	1/24~2/1	7/26	195,000円
北ボルネオ(2班)			197,000円
フィリピン(1班)	11/8~11/17	7/26	206,000円
フィリピン(2班)			212,000円
フィリピン(3班)			236,000円
硫黄島	平成19年 1月下旬予定	9/26	11,000円
マーシャル諸島(1班)	12/6~12/13	7/26	337,000円
マーシャル諸島(2班)			298,000円

○実施時期、期間等は相手国の都合により変更することがあります。

○選考基準等問合せ及び申込み先

- ・串木野庁舎 福祉課 社会福祉係
- ・市来庁舎 健康福祉課 福祉係 (☎21-5117)

## 小型船舶免状の更新・失効講習

水産港湾課 (☎33-5637)

小型船舶免状の「更新講習」と「失効講習」があります。

- 日時 7月1日(土) 14:00~ (受付13:30~)
- 場所 串木野老人福祉センター集会室
- 対象者 有効期限が1年以内に切れる免許証及び失効している免許証をお持ちの方
- 持参品 海技免状・受講料・住民票(本籍記載のもの)  
※写真は当日撮影するので不要です。
- 問合せ 入枝海事事務所 (☎099-281-7753)

## 「第8回どろんこ大会in冠岳」参加者募集

社会教育課 (☎21-5128)

- 開催日時 7月16日(日) 9:00開会 (小雨決行)
- 開催場所 冠岳小学校前の田んぼ
- 募集種目
  - ・宝さがし(参加自由)
  - ・田んぼドッジボール大会  
(1チーム小学生8人編成)
  - ・田んぼバレーボール大会  
(1チーム中学生以上6人編成)
- 参加料 1,500円(ただし、小中高校生のチームは無料)
- 申込み 6月30日(金)までに、冠遊会事務局に、チーム名・代表者名・連絡先・参加者名を記入の上、FAXでお申し込みください。  
(冠遊会事務局 FAX: 32-3601)

## 「男性のための簡単クッキング教室」開催

串木野健康増進センター (☎33-3450)

元気の源は、毎日の食事にあります。

男性のあなたにもできる簡単な料理作りに挑戦してみませんか?

- 日時 6月27日(火)、7月12日(水)、  
7月18日(火)、7月25日(火)、  
8月3日(木)の全5回  
(10時~13時)
  - 内容 健康に関する講話と簡単な調理実習
  - 場所 串木野健康増進センター
  - 参加費 無料
  - 定員 20名
  - 申込締切 6月21日(水)
- ※エプロン、筆記用具を持参してください。

## 就業支援パソコン講座生募集

働く女性の家 (☎32-7130)

就業支援の一環として、パソコン講座を開設します。  
パソコンを学びたい方は、ご応募ください。

○日程

コース	回数	期 間	時 間	定 員
ワード (基礎)	10回	7月4日(火)から 8月3日(木)の 毎週火曜・木曜	10:00~12:00	各コース 10人
ワード (中級)	10回	7月5日(水)から 8月4日(金)の 毎週水曜・金曜	19:00~21:00	

- 場 所 働く女性の家
- 対 象 市内に居住又は勤務する方で就業のため、又は現在仕事に使っているが更に学びたい方で全回受講可能な方とします。  
(女性優先で男性の受講も可)  
※夜の部は、パソコン基本操作、文字入力がスムーズに行える方を対象とします。
- 内 容
  - ・午前の部：パソコン基本操作と文書作成
  - ・夜の部：ワード3級程度の資格取得に向けての学習
- 受講料 無料(ただし、テキスト代は受講生負担)
- 持参品 筆記用具
- 申込方法 6月20日(火)までに必着するように往復はがきに①コース名 ②氏名 ③年齢 ④〒・住所 ⑤連絡先電話番号 ⑥職業 ⑦受講動機 ⑧託児の有無を記入し、また、返信用はがきに自分の宛先を記入し【〒896-0035 いちき串木野市新生町183 いちき串木野市働く女性の家】へお申し込みください。  
※後日、返信用はがきで結果を通知します。
- 託 児 午前の講座は、受講時間内の託児をします。  
(※満2才以上~未就学児)  
希望される方は、事前にお申し込みください。
- 問 合 せ 働く女性の家

## EM菌による生ごみ処理実習に参加してみませんか？

社会教育課 (☎21-5128)

串木野生活学校では、本年度も「生活課題や地域課題の解決のための実践活動」を行っています。

その活動の一環として、「EM菌による生ごみ処理」に取り組み、ごみ減量運動を推進しています。

今回は、「EMボカシづくり」等を次のとおり行います。

みなさんの多数のご参加をお待ちしています。

- 日 時 6月19日(月) 9:30~12:00
- 場 所 市民文化センターロビー
- 内 容
  - ・EMボカシづくり
  - ・ボカシを使つての生ごみ処理実習
  - ・米のとぎ汁EM発酵液づくりとその使用法
  - ・EM菌の活用についての講話と質疑応答
- 参加料 無料(事前の申込みはいりません。参加される方は、当日、直接会場へおこしください。)

※詳しいお問い合わせは、社会教育課へ。

## 平成18年度海洋スポーツ教室生募集

B & G海洋センター (☎32-8994)

カヌーによるマリンスポーツ体験を通して海や川などの身近な自然に親しみ、いちき串木野市の自然と仲間を大切にする青少年を育成するため、平成18年度の海洋スポーツ教室生を募集します。

- 活動内容 海洋性スポーツ(カヌー)
- 募集対象 いちき串木野市内に居住する小学3年生以上の小中学生(※定員30名)
- 活動場所 B & G海洋センター艇庫及び体育館周辺・プール等
- 参加料 500円(スポーツ保険加入料)
- 申込期限 6月14日(水)
- 申込み・問合せ B & G海洋センター(担当:濱田)

## 「コンピュータサービス技能評価試験」開催

総務課 (☎33-5633)

パソコンの操作技能を評価する実技検定試験です。

合格者には、データベース技士の称号が与えられます。

- データベース3級技能試験
  - 日 時 6月25日(日) 9:00から
  - 検 定 料 3級 5,100円(税込)
  - 申 込 締 切 6月10日(土)
- データベース2級技能試験
  - 日 時 6月25日(日) 10:30から
  - 検 定 料 2級 6,400円(税込)
  - 申 込 締 切 6月10日(土)

### 【試験会場】

クリックアート パソコンスクール

### 【申込み・問合せ】

クリックアート パソコンスクール (☎21-2111)

(いちき串木野市昭和通285 佐抜ビル2F)

## 「第18回いきいき健康体操の集い」開催

市民スポーツ課 (☎21-5129)

「第18回いきいき健康体操の集い」を開催します。健康づくりに興味のある方なら、男女を問わずどなたでも参加できます。

ご近所お誘い合わせの上、多数ご来場ください。

- 期 日 6月11日(日) 9:00~12:00
- 会 場 串木野体育センター
- 内 容 リズム体操、健康体操、室内レクリエーション など
- 準備するもの 室内シューズ、汗拭きタオル、着替え等
- 参加料 無料
- 問合せ 市民スポーツ課



## 税務職員(税務大学校生)の募集

税務課 (☎33-5615)

人事院と熊本国税局では、税務職員(税務大学校生)を募集しています。

受験資格は、昭和61年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方で学歴は問いません。試験は、高校卒業程度です。

申 込 期 間 6月20日(火)から27日(火)まで  
(通信日付印有効)

第1次試験 9月3日(日)

※申込用紙は、最寄りの税務署に備え付けてあります。

詳しくは、伊集院税務署(☎099-273-2541)まで。

## その他

### 児童手当等の現況届の提出について

串木野庁舎市民課(☎33-5612)・市来庁舎市民課(☎21-5115)

児童手当等(児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付)を受けている方は、毎年6月に『現況届』を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がなければ、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず6月30日までに、市民課市民係(串木野庁舎・市来庁舎)へ提出してください。

○持参するもの…印鑑、はがき(全員)、年金加入証明書または健康保険被保険者証(厚生年金加入者のみ)

※現況届用紙は、市民課(串木野庁舎・市来庁舎)にあります。

○また、下記に該当される受給者の方は、現況届提出時に必要な書類がありますのでご用意ください。

①平成18年1月1日現在、いちき串木野市に住所のない方  
・・・受給者の所得証明書(児童手当用)

※平成18年1月1日現在お住まいの市区町村でとれます。

②いちき串木野市外に別居している監護対象児童がいる方  
・・・対象児童のいる世帯全員の住民票

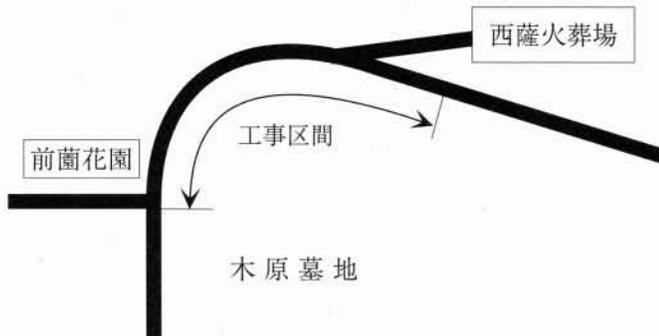
## 西薩火葬場付近の工事のお知らせ

土木課 (☎21-5150)

土木課では、前蘭花園から西薩火葬場先の駐車場までの区間の工事を6月から10月中旬まで行います。

車両の通行は可能ですが、西薩火葬場・木原墓地使用の方々にはご迷惑をおかけします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



## ごぞんじですか？ 検察審査会

選挙管理委員会 (☎21-5125)

### ○検察審査会とは

選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して検察官が被疑者（犯罪の疑いを受けている者）を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）の良し悪しを審査することが主な仕事です。

### ○検察審査員の選定

選挙管理委員会では、検察審査会法に基づき、毎年、選挙権のある方の中から「くじ」で検察審査員候補者を選びます。

最終的には、鹿児島検察審査会事務局が候補者の中から「くじ」で検察審査員を決定することになります。

### ○検察審査員の仕事

検察審査員は、検察審査会のメンバーとなりますが、法律などの特別な知識を持っている必要はありません。検察官が被疑者を裁判にかけなかった事件について、その取扱いが正しかったかどうかを審査します。自分の良心に従って正しいと思った判断をすればよいのです。

検察審査員の任期は、6カ月です。月に1回～2回ぐらい検察審査会に出席していただきます。なお、出席したときは、旅費や日当が支給されます。

20歳になったら

あなたも検察審査員に選ばれることがあります!!

### 【問合せ先】

・検察審査員候補者の選定について

いちき串木野市選挙管理委員会事務局

・検察審査員について

鹿児島検察審査会事務局 (☎099-222-7121)

## 「住基カード」をご存じですか？

串木野庁舎市民課 (☎33-5611) ・市来庁舎市民課 (☎21-5114)



運転免許証などと同様に

身分証明書として利用できます。

写真付きは、金融機関で口座を開設するときや携帯電話を新規購入する場合などに、運転免許証などと同様に身分証明書として利用できます。



自宅などのパソコンから

行政機関への申請や届出が.....

今後、行政への手続きのほとんどがインターネットを通じて、自宅などのパソコンから24時間利用できるようになります。

なお、その場合は住基カードが必要となります。住基カードには、手続きに必要な情報が安全に保存されます。



○住基カードの交付申請時に必要な

ものは.....

①印鑑

②運転免許証等官公署が発行した写真付きの証明書

(ご持参いただけない場合は、郵便による本人照会を行い、紹介書を再度窓口にお持ちいただきます。)

③写真付きカードを希望される場合は、6カ月以内に撮影した、無帽・正面・無背景の写真(たて4.5cm、よこ3.5cm)

※市役所でのデジタル撮影画像取込みも可能です。

○カード発行手数料は.....

1件につき500円

○問合せ 串木野庁舎・市来庁舎の市民課市民係へ

## 年金相談所を開設

串木野庁舎市民課 (☎33-5612) ・市来庁舎市民課 (☎21-5114)

○日時 6月21日(水) 10:00～15:00

○場所 いちき串木野市中央公民館 小会議室

○相談員 川内社会保険事務所職員

※国民年金について、わからないこと、過去に厚生年金・船員保険などに加入されていた方もご相談ください。

(裁定請求書の受付もできます。)

# 危険を感じたら早めに避難を！！

## ・・・避難所や避難経路を確認しましょう・・・

自治振興課 (☎33-5632)

梅雨や台風など、これからの季節は、風水害が心配されます。

いちき串木野市では、災害時に備え市内に43カ所の避難所を設けています。

避難所は、台風の来襲や大雨が予想されるときなど、必要に応じ開設します。いざというときに備え、普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

また、お年寄りや子ども、病人などがある場合は、地域の人たちと協力して避難活動が行えるよう協力体制を築いておくことも大切です。

### ○早めの避難を心がけましょう

台風や集中豪雨の最中に避難することは非常に危険です。強風やがけ崩れで避難できないことも考えられますので、日頃から雨の降り方やテレビ、ラジオなどで気象情報を確認し、危険を感じたら早めに避難しましょう。

※避難するときは、懐中電灯、ラジオ、非常食、飲料水、衣類など生活に最小限必要なものを用意するとともに、火の始末や戸締りを行うようにしましょう。

## ～ 避 難 場 所 一 覧 ～

### 【串木野地域】

避難場所の名称	所在地	電話番号	避難場所の名称	所在地	電話番号
冠岳小学校体育館	冠岳12844-1	32-2688	串木野体育センター	長崎町91	32-1899
○冠岳コミュニティセンター	冠岳13511-2	32-0760	○串木野老人福祉センター	新生町183	32-9570
○生福小学校体育館	上名8605	32-3307	働く女性の家	新生町183	32-7130
生冠中学校体育館	上名8551	32-3377	串木野高等学校体育館	美住町65	32-2064
○串木野中学校体育館	上名700	32-1735	○串木野西中学校体育館	下名20226-1	32-1744
○勤労青少年ホーム	上名2455	32-8770	○羽島コミュニティセンター	羽島5218	35-0014
串木野小学校体育館	上名536	32-1738	羽島小学校体育館	羽島5359	35-0009
○市民文化センター	昭和通133-1	33-5654	○荒川コミュニティセンター	荒川2450	32-8809
願 船 寺	栄町23	32-3006	荒川小学校体育館	荒川2347-1	32-2010
○ドリームセンター	元町236	33-1231	○旭コミュニティセンター	下名14103-1	32-8811
浄 宝 寺	本浜町38	32-2504	旭小学校体育館	下名14067	32-1724
無 量 寺	西島平町375	32-1727	芹ヶ野公民館	下名15367-2	—
○照島小学校体育館	下名5453-3	32-1701	○土川コミュニティセンター	羽島9675	35-0887

**【市来地域】**

避難場所の名称	所在地	電話番号	避難場所の名称	所在地	電話番号
市来農芸高等学校体育館	湊町160	36-2341	○川北地区公民館	大里5664	—
○いちきアクアホール	湊町3126	21-5800	○川南地区公民館	大里3246-1	—
市来老人福祉センター	湊町3126-12	36-4558	川上小学校体育館	川上1200	36-2044
漁民会館	湊町3392	36-2009	○川上地区公民館 (川上ふれあい館)	川上978	36-4334
浄泉寺	湊町3018	36-2102			
西村寺	湊町3270	36-2022	川上生活改善センター	川上1707	36-2918
市来体育館	大里5547-1	36-2881	市来保健センター	湊町3243-1	36-5059
市来中学校体育館	大里3764	36-2056	市来保育所	湊町3126-23	36-2166
市来小学校体育館	大里3731	36-2006	市来川上郵便局	川上1215-1	36-2221

※「○印」は第1次配備の避難場所とし、他の場所は必要に応じて開設します。

## 裁判手続を悪用した架空請求にご注意を！

商工観光課 (☎33-5638)

最近、「支払督促」や「少額訴訟」といった裁判所の手続を悪用したり、裁判所からの通知を装った架空請求が見られます。しかし、裁判所の手続が本当に進められている場合には、身に覚えがなくても放置すると、強制執行などの不利益を被るおそれがあります。

そのため、裁判所から通知が届いたときは、本当の「裁判所」からの通知かどうかを確認することが必要です。その際、通知に書かれた裁判所の連絡先が、うその可能性もあるので、商工観光課消費生活相談員へご相談ください。

- ◎本当の裁判所からの通知である場合      ➡ 弁護士や商工観光課消費生活相談員へ
- ◎本当の裁判所からの通知でなかった場合 ➡ そのまま放置してかまいません。  
※不安なときは商工観光課消費生活相談員へ

### ○裁判所からの通知であるかどうかの見分け方のポイント

- ①裁判所からの「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」は、「特別送達」という特別な郵便で送付されることになっています。
- ②「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で送付されてきます。はがきや普通郵便で送付されてくることはありません。
- ③郵便職員による手渡しが原則です。はがきなどのように郵便受けに投げ込まれることはありません。
- ④受取りの際は、郵便職員から「郵便送達報告書」に署名又は押印が求められます。

本物の通知かどうか分からないときは、通知に書かれた連絡先には絶対に連絡しないでください。裁判所の連絡先については、電話帳や商工観光課消費生活相談員により確認してください。

# 市県民税についてのお知らせ

税務課 (☎33-5616)

平成18年度市県民税の納税通知書を、各地区の行政嘱託員や納税貯蓄組合長等を通じて配付しますが、次のような方は、平成18年度から適用される税制改正の対象になっている場合があります。

1. 前年と収入はあまり変わらないのに、市県民税額が高くなった方
2. 昨年度まで市県民税はかからなかったのに、納税通知書が届いた方

## ◆65歳以上の方に対する優遇税制措置等の廃止、縮減

### ●老年者控除48万円の廃止

65歳以上で前年の合計所得金額が1,000万円以下の方に対する老年者控除が廃止されました。  
⇒課税される所得金額が以前より大きくなり、税額が上がる場合があります。

### ●公的年金等控除額の縮減

65歳以上の方の公的年金等に係る控除額が引き下げられました。  
⇒課税される所得金額が以前より大きくなり、税額が上がる場合があります。

### ●非課税措置の廃止

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されました。  
なお、平成17年1月1日現在で65歳以上の方は、段階的に課税され、平成18年度は本来の課税額の1/3（平成19年度は本来の課税額の2/3、平成20年度からは満額）が課税されます。  
⇒これまで非課税だった方が、新たに課税される場合があります。

## ◆夫が均等割の納税義務を負っている妻に対する均等割の段階的課税の廃止

市県民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する均等割の段階的課税が廃止（平成17年度は本来の課税額の1/2）されました。  
⇒前年の合計所得金額が28万円以上（パートなどの収入の場合93万円）ある場合には、均等割が満額（4,000円＝市民税3,000円＋県民税1,000円）課税されます。なお、均等割には、県税として森林の公益的機能の維持・増進を目的とした森林環境税500円が別途加算されます。

## ◆市県民税所得割額の定率による税額控除額の縮減

市県民税の所得割額に対して行われていた定率による税額控除が1/2に縮減（平成17年度までは、定率控除前の所得割額の15%、ただし、限度額4万円）されて、定率控除前の所得割額の7.5%（限度額2万円）となりました。  
⇒所得割額がかかる方の税額控除が少なくなり、所得割額が若干上がります。

※いずれも、前年の合計所得金額や扶養の状況などにより異なります。